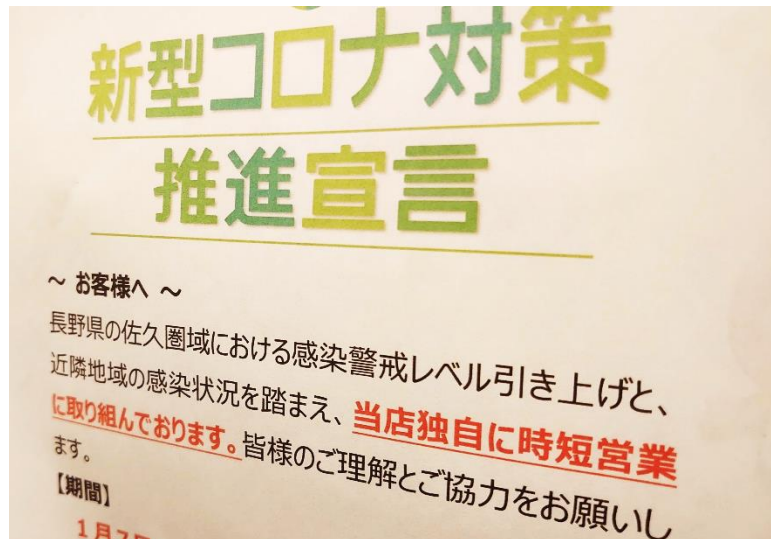


報道機関各位（お知らせ）

令和3年(2021年)2月6日

御代田町 飲食業等へ「みよたん給付金(仮称)」支給を決定 ～県交付金を活用 経営に影響を受けている町内飲食業・宿泊業者を支援～



店先で独自の時短営業
を知らせる張り紙
(町内飲食店 1月上旬)

長野県は、1月11日に御代田町を含む1市2町の感染警戒レベルを5に引き上げ、新型コロナウイルス特別警報Ⅱを発出しました。県から御代田町の飲食店に休業要請は無かったものの、会食の自粛などは呼び掛けられており、近隣市町の感染状況の悪化も受け、自主的な時短営業や休業に取り組む飲食店等がありました。

こうした状況を踏まえ、当町では県の特別警報Ⅱ発出により、経営に大きな影響が出ている町内の飲食業及び宿泊業を支援するため「飲食業・宿泊業者向けみよたん給付金（仮称）」の支給を決定しました。

本事業は、町に特別警報Ⅱが発出された1月11日時点において、町内の店舗・施設内で飲食を提供する飲食業及び宿泊業を営む事業者に対し、一律30万円を支給するものです。事業費の総額は、約3,600万円を見込んでおり、2月5日付けで専決補正予算を組みました。なお、財源の一部は、県の「特別警報Ⅱ発出市町村飲食業等支援交付金」を活用します。

給付金の申請期間は、2月下旬から3月中旬を予定しており、詳細については、事務手続等の準備が整い次第、後日、町公式ホームページや広報やまゆりなどでお知らせする予定です。

【この件に関する ご取材・お問合せ先】

御代田町産業経済課商工観光係 担当：竹内奈都樹

電話：0267-32-3113 メール：shoukan@town.miyota.nagano.jp